

## フランス革命期における外国人

— 研究の動向と展望 —

長 島 滯

### はじめに

一九七〇年代以降、移民を巡る諸問題に直面したフランスでは、一国内での「国民」・「外国人」の定義や法的地位、権利の在り方を問う議論が高揚した。そのなかで近代的な「国民」・「外国人」概念形成上のひとつの転換期として注目されたのが、フランス革命期である。こうして革命期の外国人に注目する研究が、移民を巡る現状の議論との関連を見出す目的から少なからず現れた。革命期当初のフランスでは外国人は、人権理念とコスモポリタニズムの下に歓迎されたが、革命戦争を背景とする国防上の要請に伴い、次第に排斥対象と見なされていった。こうした革命期の状況は、多分に外国人や移民を巡る二〇世紀の出来事に重ねられたのである。本稿では、歴史学的研究を中心に、革命期の外国人に着目した研究の動向を概観し、研究課題と展望を提示する。第一章では、外国人の置かれた状況の変遷を通して、革命期における普遍主義と国家・国民主義の

衝突に注目した研究を取り上げる。続く第二章では、こうした従来の研究の妥当性を検討する視点から、「フランス人」・「外国人」概念の革命期における在り方に迫った研究、すなわち当時の国籍概念を実態的に捉えた研究を取り上げる。そして最後に、研究課題を指摘すると共に、革命期外国人を巡る研究のこれからを確認したい。

### 第一章 フランス革命期における普遍主義と国家・国民主義

#### 第一節 第一次世界大戦期における問題関心と解釈

本節では、革命期の外国人のあり方を概観しながら、アルベール・マチエの一九一八年の研究を取り上げる<sup>(1)</sup>。さて、革命期のフランスには、文筆家や商工業者・聖職者・将兵など多様な外国人たちの姿が確認できるが、なかにはフランスでの革命の展開に深く関与した外国人たちもいた。例えば財務長官のジャック・ネッケルや新聞記者ジャン＝ポール・マラはフランス革命を語る上で欠かせない

人物だが、その出自は両者共にスイスである。王妃マリイアントワネットがオーストリアのハプスブルク家の皇女であることはあまりにも有名であろう。その他にも、アメリカ独立革命の功労者であるイギリス出身の議員トマス・ペインや、「世界市民」を名乗ったプロイセン出身の議員アナカリス・クロッツなど、革命に影響を及ぼした外国出身者たちは枚挙に暇がない。

こうした特筆すべき外国人たちを中心に、革命期の外国人に最初に光をあてたのがマチエである。マチエは、フランスの刊行史料や各国の研究文献を下に、著名な外国人たちの素性や彼らと革命との関わりに注目しながら、フランス国内外の革命家たち・知識人たちを取り巻く当時のコスモポリタニズムの様相を提示した。また一般の外国人たちに対する議会の動向についても、コスモポリタニズムの証左として紹介した。例えば一七九〇年五月二日に憲法制定国民議会は、フランスに定住する外国人に対し、帰化による市民権の獲得を認めるデクレを採択したが、マチエはこれを「人類の兄弟愛への動き」として取り上げた。この兄弟愛の風潮は、マチエによれば、一七九二年四月二〇日の革命戦争開始後に最高潮に達する。例えば八月二六日、議会は、革命理念の伝播に貢献した外国の哲学者たちに対しフランス市民権を与える決定をした。

一方でマチエが強調するのは、こうした外国人への友好的な風潮が、戦争の継続に伴う国防上の必要ゆえに変化したことである。もとより周辺諸地域の密使に対する懸念は議会内外で見られたが、一七九三年一月のフランス国王処刑に伴う対仏大同盟の登場と戦局悪化は、国内の外国人に対する一層の警戒と監視に繋がった。一七九

三年三月二一日議会は、疑わしい外国人を取り締まるべく、市町村ごとに二人から成る監視委員会を設置し、敵国出身者の審査を行なうとした。同年八月以降には、イギリス人密使の暗躍が露呈したことを背景に、敵国人の逮捕・追放・財産の接収が進められた。さらには、戦局悪化だけでなく経済状況の悪化の責任も外国人に転嫁され、「外国人の陰謀」説が議会内外で声高に唱えられた。こうして、将校・銀行家など国内の有力な外国人や、公職に就く外国出身者への糾弾が強まり、嫌疑がかけられた外国人は逮捕・処刑の対象とされた。一七九四年初頭には、外国人哲学者への市民権付与を認めた先のデクレが打ち消され、議員の地位を追われたペインとクロイツは逮捕された。また外国人と政治的・経済的に密だったフランス人議員も、陰謀のかがで告発された。かくしてマチエは、フランスと諸外国の人々間のコスモポリタニズムが、戦争を背景とする国防上の要請により後退したと主張したのである。

以上のようにしてマチエは、革命期の排外主義の原因として戦争を見出した。このマチエの解釈には、彼自身のおかれていた、時代の情勢が深く影響している。というのも、マチエにとってこの研究の目的は、革命期と第一次世界大戦期における、戦争に伴う排外主義の比較にあったからである。ところでマチエは、革命期の排外主義は第一次世界大戦期ほど強くはならなかったと結論付けた。マチエが言うことには、第一次世界大戦が人種・民族を巡る戦争である一方、フランス革命期の戦争は自由と専制といったイデオロギーを巡る戦争であった。それゆえに革命期には、専制に与する疑わしい外国人のみが規制の対象とされ、しかも戦時期に限っていたのであ

る。

とはいえマチエは当時の外国人を巡る動向に注目しながら、戦争に起因する排外主義により、革命が普遍主義から逸脱した様子を強調した。このようにマチエが提示した、一国内での普遍主義と国家・民主主義との衝突の事例としての革命期の外国人の境遇は、現代の移民の境遇の先駆けとして、その後の他領域の研究で引用されることになる。

## 第二節 一九八〇年代以降の問題関心と解釈

本節では、一九八〇年代以降の革命期外国人を巡る研究を概観しながら、ソフィ・ヴァニッシュの一九九七年の研究を上げ検討する。<sup>(3)</sup> マチエと同じくヴァニッシュは、フランス革命の中で普遍主義の理念が後退する様子を、普遍的な人権概念と、共同的な境界を伴う市民権概念の衝突という観点から捉えた。この研究は、二〇世紀半ば以降喚起された問題関心の延長線上にある。

ところで、人権と市民権の衝突という観点から革命期に言及した研究としてまず挙げられるのが、人権と市民権の不可分性を指摘した、政治哲学者ハンナ・アーレントの『全体主義の起原』である。<sup>(4)</sup> この研究は、第二次世界大戦期ドイツの人種政策と、そのもとの大勢の避難民の発生を背景に、一九五一年にアメリカ・イギリスで、一九五五年にドイツで出版された。アーレントは、フランス革命で人権宣言が国民主権と結び付けられたがゆえに、如何なる場所でも保護されるはずの人権が国民の権利となり、一国の領域内でしか担保されなくなると指摘する。つまり、普遍的な人権の概念と排他

性を伴う国家の概念の二つを掲げたフランス革命の理念は、そもそも潜在的な矛盾を抱えていたのである。この指摘が一九九七年のヴァニッシュの研究に引き継がれることになる。

そこでまずはヴァニッシュの研究の時代背景と、関連する諸研究を概観したい。前述のようにフランスでは、一九七〇年代の移民を巡る議論の高まりを背景に、一九八〇年代より一国内での「外国人」の法的地位や権利を問う研究が蓄積され、なかでもフランス革命期は、近代的な「外国人」概念が形成された時代として注目された。例えば革命期の外国人の法的地位を検討した法学者ダニエル・ロシャックの一九八五年の研究や、外国人の「他者性」を歴史的に考察した哲学者ジュリア・クリステヴァの一九九一年の研究がある。<sup>(5)</sup> 日本でもフランス文学者の西川長夫や、歴史学者の渡辺和行、法学者の菅原真が、革命期の外国人を巡る政策や法制度を論じている。<sup>(6)</sup>

そうした中で、歴史学者ヴァニッシュの革命期外国人を巡る研究は登場した。ヴァニッシュの研究では、議事録やパンフレット、地方当局から国民議会への書簡を主たる史料として、外国人を巡る当時の言説が分析され、当時の外国人に対する排外的態度が革命の理念と表裏一体であることが主張されている。ヴァニッシュが言うに、排外主義の起源は、普遍的な人権理念と、国家を前提とする主権概念の、そもその衝突にあった。一国の市民権の行使者が限定される以上、権利の対象外となる「外国人」は必然的に生まれるからである。

ところでヴァニッシュは、「外国人」という表現に内包された意味に注目している。革命期において「外国人」は、非フランス人の

両親から生まれた、フランス外出身者のみを単に指したのではない。「フランス人」が自由に賛同する者と同一視された一方、「外国人」は専制に伍する者と同一説とされたのである。このことは一七九二年一月一三日の、ルイ・アントワヌ・ド・サンジユストの「ルイ一六世は我々の間で外国人である」との発言からも窺える。ヴァニッシュが言うことには、この「外国人」と「反革命」の同一視が、革命戦争期の排外的気運・方針に繋がった。その顕著な例が、共和暦二年ヴォーズ六日（一七九三年二月二六日）のデクレである。このデクレでは、外国人はすべからずフランス人民の代表にはなり得ないとされたが、これにより革命に賛同していた外国出身者も排斥の対象と見なされるに至った。外国人への排外的方針の起源を、革命家たちの言説やレトリックに見出すヴァニッシュの解釈は、フランソワ・フュレやリン・ハントに代表される、フランス革命の政治文化史研究に連なるものである。<sup>(7)</sup>

さて一方で、革命期の外国人に関してヴァニッシュの研究は、排外主義に対するマチエの解釈に批判的な立場をとっている。すなわち、マチエは革命戦争期の外国人への排外的な態度・方針を、国防のための一時的な措置と捉えたが、ヴァニッシュは、そもそもフランス革命の理念自体に排外主義が内包されていたと強調したのである。両者の解釈の差異は、疑わしい外国人の取り締まりを目的とした一七九三年八月一日のデクレ草案の解釈の違いにも反映されている。この草案の第八条では、素性が保証された外国人には、その証明として、「歓待」の言葉と出身国を記載した三色旗のリボンの着用が義務付けられたことについて、これをマチエは外国人たちが寛

容に受け入れられた証としたが、ヴァニッシュは外国人が差別と警戒の対象とされた証と解釈している。

とはいえマチエとヴァニッシュの研究は、革命期における普遍主義と国家・国民主義の衝突に、研究の主眼を置いた点において共通している。加えて両者共に、二〇世紀における普遍主義と国家・国民主義の衝突への関心から、革命期におけるこの同様の衝突を取り上げた点も指摘できよう。そこで次の章では、こうした問題設定の在り方の妥当性を再考したい。取り上げるのは、外国人を巡る当時の実態に注目しながら、当時のそもそもの国籍概念の在り様を検討した研究である。

## 第二章 フランス革命期の国籍概念

### 第一節 国籍と市民権を巡って

本節で取り上げるのは、マイケル・ラポルトによる二〇〇〇年の研究である。<sup>(8)</sup>この研究でラポルトは、革命期の外国人を巡る政策や法制度の実態に注目することで、革命期の国籍概念と市民権の実際の在り様に迫った。

まず、革命期の国籍概念に関する研究動向を確認したい。一九八〇年代以降、移民の統合を巡る議論の要請を受けて、「国民」と「外国人」の定義を再考するべく、国籍を巡る議論が高揚した。その中でフランス革命は、近代的な国籍概念形成上の転換点として注目された。ゆえに革命期の国籍概念は多様な学問領域の研究で言及されたが、概して参照されたのは「フランス市民」を定義した法文であった。こうした著名な研究の一つに、フランスとドイツの国籍

の歴史を比較した、社会学者ロジャース・ブルーベイカーの一九九二年の著書がある。<sup>(9)</sup>ブルーベイカーは、国籍において出生地主義を重んじるフランスと血統主義を重んじるドイツの差異を探る中で、フランスの国籍概念の起源にフランス革命を位置付けた。フランス革命では、「国民」か「外国人」かは、市民権を持ち得るかどうかの一要件となったからである。また二〇〇二年には政治学者パトリック・ヴェイユが、旧体制期から現代にかけての国籍概念の変遷を通して、「国民」・「外国人」の境界の在り様に迫った。<sup>(10)</sup>ヴェイユは、革命期の国籍概念を普遍主義的と説明した。革命期の諸憲法における「フランス市民要件」としては、フランス国内で生まれた者やフランス人から生まれた者は等しく「フランス市民」であるとされ、また「外国人」、すなわち外国人の親から外国で生まれた者であっても、フランスに一定期間居住し、定められた条件を満たし、かつ市民宣誓をすれば、広く市民権が与えられるとされたからである。<sup>(11)</sup>歴史学研究としては、多様な一次史料を用いることで、より実態に即して一八世紀フランスの国籍概念を検討する試みが行なわれた。例として、帰化状の分析を通して近世フランスにおける国籍概念を提示した二〇〇四年のビーター・サリンドの研究が挙げられるが、<sup>(12)</sup>革命期に焦点を当てたラポートの二〇〇〇年の研究も、歴史学による国籍概念の研究の一角と言えよう。ラポートは、多様な一次史料を踏まえつつ、革命期における外国人への議会の方針と実態を検討して、国籍概念と市民権の当時のあり方を提示しようとしたのである。

さてラポートは、革命期が掲げる普遍主義と国家・国民主義の衝

突を強調するマチェとヴァニッシュの研究について、革命期を二〇世紀的な価値観の下に解釈しており、言説上の理念や方針と実際の外国人への処遇との差異を看過していると指摘した。そして多様な事例を用いながら、旧体制期から総裁政府期にかけての、外国人を巡る議会での言説と実際の様子とを比較検討した。その結果が、一七九三年以降の排外的風潮の最中であっても、一貫して外国人たちは活動し得たという指摘である。一例を挙げておけば、議会は、先にも挙げた共和暦二年ニヴォーズ六日（一七九三年二月二六日）のデクレで外国人を公職から排斥し、また共和暦二年ジェルミナル二七日（一七九四年四月一五日）には、外国人に対し民衆協会や監視委員会、セクション総会、コミュニケーション総会への参加を禁じたが、しかしラポートによれば、監視委員会の記録からは、公職に就き続けた外国人もいたことが見えてくるという。ゆえにラポートは、議会では外国人への厳格な取り締まりが進んだとしても、ローカルのレベルではその方針が必ずしも反映されなかったと主張したのである。

このような外国人の境遇の実態を、ラポートは実用主義的態度の現れと説明している。革命期のフランス社会で外国人は、個々の有用性で判断され、有用であれば規制の対象外とされたというのである。実際、上記の共和暦二年ジェルミナル二七日の法律では、外国人の職人たちの労働が禁止されたものの、派遣議員が有用と認めた人物は例外として扱われた。また同法では外国人のパリ・要塞・海港都市の立ち入りが禁じられる一方でパリの武器製造工場で働く外国人やフランスに定着した外国人は法の適用外とされたのである。

こうしてラポルトは、一七九三年以降、言説上では外国人への規制が厳格化したものの、実態として外国人であっても市民権の行使は可能だったと結論付けている。普遍主義と排外主義の衝突を強調する従来の革命期外国人研究を批判し、外国人への一貫した実用主義的態度を重視したのである。この解釈は、近代的な価値観や問題関心の下に言及されがちな革命期の外国人の状況を、革命以前の伝統との連続性において捉え直したものとすることができよう。

## 第二節 軍隊を巡って

革命期の外国人を巡る研究において、軍事的観点は概して等閑視されてきた。研究の主眼が、市民社会での外国人の法的地位や権利に置かれたからである。そこで本節では、軍事的視点から革命期の国籍概念に注目した、クリストファ・トツィの二〇一六年の研究を取り上げる。<sup>(13)</sup>

軍事史家アンドレ・コルヴィジェが旧体制期について指摘したように、革命前後の軍隊内の外国人将兵には、フランス人部隊に属する者と外国人部隊に属する者とがいた。しかし史料上の問題から研究対象とされたのは、「外国人」であることが比較的可視化できる後者の将兵たちであった。<sup>(14)</sup> 外国人部隊には長い歴史があるが、革命前後において外国人部隊とは、ルイ一三世期より国王と部隊主との間の契約に基づいてフランス軍隊内に設立された、多様な地域の部隊を指した。これら外国人から成る部隊は、革命勃発後の一七九一年半ばに廃止されるが、革命戦争勃発後の一七九二年半ば、今度は議会と各地の亡命者集団との契約に基づき、新たに結成されるに至

る。

さて一八世紀末の外国人部隊の研究として、中世から一九世紀までの外国人部隊の変遷を追った、一八五四年のウジェーヌ・フィエツフェの研究がまず挙げられる。<sup>(15)</sup> また二〇一三年には、旧体制期・革命期の外国人部隊と、一八三一年に起源を持つ今日の外国人部隊（通称「外人部隊」）の概説を併載した事典が、フランス国防省の協力の下に出版された。<sup>(16)</sup> ところで、革命期の軍事史の観点から、外国人部隊を巡る動向に言及した研究者としては、サミュエル・スコットやジャン＝ポール・ベルトー、そしてベルナル・ゲノを挙げることができる。このうちスコットは、革命期正規軍の研究の中で、旧体制期以来の外国人から成る諸連隊の動向に言及している。<sup>(17)</sup> また革命期の兵士の市民化を検討したベルトーと、植民地で軍事活動を行なう部隊を分析したゲノは、革命期に新たに組織された外国人部隊に言及している。<sup>(18)</sup> 特に革命期の外国人部隊を巡る議論を軍事的・政治的観点から検討したゲノは、この領域における第一人者と言えるであろう。<sup>(19)</sup>

こうした中で、外国人部隊を巡る当時の議論を通して、革命期の外国人を取り巻く状況に注目したのがトツィである。トツィは、議会での討議や軍隊からの報告を主たる史料としながら、国民化される軍隊の中の外国人将兵の位置付けを検討した。トツィによれば、議会では革命勃発直後より、「国王に忠誠を誓う軍隊」から「国民に属する軍隊」へと移行させるべく軍隊の国民化が目指され、例えば一七九一年一月一日には正規軍の諸連隊に対して、名称の序数化と三色旗の携帯が義務付けられた。このように全将兵の国家へ

の帰属が目指される中で外国人部隊内の将兵への処遇が問題となつたのである。

さてトツツイは、軍隊では革命前から、市民社会よりも早くから排外主義が見られたと主張する。トツツイによれば、一七八九年から一七九一年にかけて、旧体制期来の外国人諸連隊の将兵たちの一部は革命への協力姿勢を示しており、また反革命派に転身した外国人将兵はフランス人将兵より少なかった。にもかかわらず議会内外では、「外国人」であるがゆえに、彼らに国防を委ねることを危険視する傾向が続いたのである。トツツイはこうした様相を排外主義と捉えた。確かに革命戦争に突入した一七九二年に軍事力増強の必要から外国人部隊が再び組織されたものの、結局は解体へと向かったことから、外国人将兵への排外的動きは一貫していたと考えたのである<sup>(20)</sup>。一七九三年以降に軍隊内の外国人将校が相次いで糾弾・処刑されたことも、トツツイが指摘するところである。

こうしてトツツイは、軍隊での排外的方針が一貫していたと主張し、軍隊内の動きを看過してきたマチエ、ヴァニッシュ、ラポールの研究を批判することになる。ここで注目すべきは、軍隊固有の排外的風潮や国籍への意識に注目し、実態の中での排外主義を捉えようとした点にある。その意味でトツツイは、ラポールの同様に、外国人の実状を明らかにし、当時の国籍概念の在り方を再検討しようとしたと言える。

### 第三節 外国人女性を巡って

ジェンダーの観点から当時の国籍概念を検討した研究にも注目す

る。中心に取り上げるのは、ジュニア・ホイヤーの二〇〇五年のジェンダー・家族研究である。ホイヤーが女性の国籍概念に迫り、革命期の外国人女性の姿を浮き彫りにしている点について、本稿では外国人研究の視点から注目したい。

従来の革命期外国人を巡る研究では、ジェンダーへの視点は等閑視されている。というのも、外国人の法的地位や権利、国籍と市民権の関係を巡る問いに研究の主眼が置かれたからである。革命期において外国人の法的地位や権利を巡る議論の対象たり得たのは、能動的市民になり得る男性に限られていた。実際、一七九一年憲法では、フランス市民・帰化の要件の対象は男性に事実上限定された。

このため対象外となる女性は、先行研究からも抜け落ちることとなった。オランダ人の女権活動家のエッタ・バルム・デルデルやイギリス人の文筆家ヘレン・ウィリアムズなど、著名な外国人女性には注目が集まったものの、外国人女性一般の法的地位や権利や彼女らの実態は省みられなかったのである。

こうした中で、革命期の女性の国籍に言及した研究として、先にも触れた政治学者ヴェイユの著作が挙げられる。ヴェイユは、敵国出身者の拘留を巡るデクレ案が検討されていた一七九三年一〇月一六日に議会で、妻の夫への追隨を自明視する声があがったことを根拠にしつつ、革命期にフランス人男性と結婚した外国人女性はフランス人と認められたと推測している。実際にこのデクレでは、フランス人男性と結婚した外国人女性はデクレ適用の対象外とされた。他方でヴェイユは次の三点も指摘している。すなわち旧体制期には外国人女性は、単身でも帰化ができたこと<sup>(22)</sup>、旧体制期も革命期も法

律上、フランス人女性については、外国人男性との結婚後もフランス人であり続けるとされ、かつ夫となった外国人はフランス人と認められたこと、一八〇四年の民法典ではフランス人・外国人問わず、妻は夫の国籍に従うと改められたことである。このように外国人とジェンダーを巡る状況には矛盾や変化が指摘できるが、こうした国籍概念上のジェンダー的視点の曖昧さは、女性の法的地位を巡る当時の議論の未熟さに由来していると考えられる。したがって、革命期の外国人女性のあり方を捉えるには、議会や法制度の言説にたよるだけは不十分なのである。

その意味で興味深いのがホイヤーの研究である。ホイヤーの研究の目的は、一七八九年から一八三〇年にかけての国籍と市民権の在り方の変遷と男女間の差異を、家族の観点から捉えることにあった。そこでホイヤーは、フランス人亡命者の妻・娘・未亡人の法的地位に関する議論や、フランス人革命家の遺児である女性と外国人男性との結婚による国籍の変化を巡る裁判など、多様な事例の分析を通して、当時の女性の国籍や市民権の展開を追い、女性の国籍は、裁判や嘆願による訴えを通してようやく議論の対象とされたことを明らかにした。

さてホイヤーが、女性の国籍への視線の欠如を示す例として注目したのが、フランス人としての地位や権利を求める外国人女性の嘆願である。例えば一七九二年末、一七九一年憲法に基づき帰化が承認されるよう立法委員会に嘆願した外国人女性は、同郷の夫とフランスを訪れたが、帰国する夫と離婚してフランスに留まるべく、フランス人への帰化の嘆願を行なった。したがってこの嘆願での論点

は、本来は外国人男性に市民権を与える目的での帰化要件が、女性にも適用できるかどうかにあった。しかしこれに対する明確な回答はなされなかったという。また、敵国出身者の拘留や追放が定められた際にも、フランス人の地位を求める外国人女性の嘆願が少なからず作成されたが、あるアイルランド人寡婦の嘆願の場合、フランスに帰化した父親と夫が死去したことで、彼女自身が外国人規制の対象になるかどうか問われた。こうした外国人女性の姿は、革命当時における国籍概念がいかに曖昧であったかを示している。

このように第二章で概観してきた革命期の外国人を巡る研究からは、外国人が置かれていた、フランス革命期ならではの実相が窺える。ともすれば、革命期における、理念や言説から窺える近代国家的側面からのみでは、革命期の外国人を巡る研究は不十分であるといふべきなのである。

### 結びに—フランス革命期の外国人を巡る研究の課題と展望

最後に、革命期の外国人を巡る研究の、今後の課題と展望を提示したい。

まずは本稿の内容を総括する。第一章では、普遍主義的理念と国家・国民主義的理念の衝突の様相に論点を置いた革命期の外国人を巡る研究を概観した。ここでは、二〇世紀における外国人・移民の境遇の参照系として、革命期の外国人の法的地位や権利の在り様、政策の変遷が検討されていたが、しかし二〇世紀的な価値観がいささか直接的に反映されていたように思われる。そこで第二章では、



外国人の境遇をより多角的に捉えることで革命期の国籍概念・意識の実態に迫ろうとした歴史学的研究を取り上げた。そうした研究では、法文や議論の言説では掬いきれない、一八世紀末ならでは国籍概念や国籍の意識が浮き彫りにされていた。

こうした研究動向を踏まえれば、旧体制的な慣行と近代的な理念の狭間にある革命期については、外国人を巡る実態のさらなる追究が求められている。そこで以下、革命期における外国人の境遇の複雑さを示すいくつかの事例に言及しつつ、研究のこれからを展望してみたい。

外国人の実態の解明には一層多角的な検討が求められるが、考察すべき対象のひとつに領土併合に起因する国籍の問題がある。革命期には周辺諸地域がフランスに併合されたが、このことは「国民」と「外国人」の境界に流動性と曖昧さをもたらしたからである。例えば一七九三年初頭のベルギー・リエージュ併合計画の進行や、ニース伯領併合の決定により、当該地域の出身者はフランス人と見なされたが、反面において外国人への規制が進むフランス国内では混乱に繋がった。事実、一七九三年八月には、フランスに在るベルギー人・リエージュ人から、敵国出身者の排斥のデクレが自らに適用されるかどうか懸念する声が議会に届けられている。<sup>(23)</sup> また一七九四年一月には、フランス併合前に敵軍に参加したニース伯領出身捕虜をフランス人として処遇するか否かが問題となった。<sup>(24)</sup> これらの事例が示す、実態における「国民」・「外国人」概念の流動性や曖昧さは、革命期の外国人を巡る研究の深化のためには注目に値する。

ところで革命期における「国民」・「外国人」概念の流動性や曖昧

さへの着眼は、ハウワーのジェンダー研究を除けば、概して見られなかった。外国人への警戒と排外主義の様相に焦点をあててきた一連の先行研究では、「国民」・「外国人」というカテゴリーが自明視されてきたからである。例えばヴァニッシュは、一七九三年以降の各市町村での外国人の取り締まり・監視の強化を例に、社会の中で外国人の劣位性を提示したが、同様の措置がフランス人にも適用されたことを考慮すべきだったと思われる。<sup>(25)</sup> 他方、ラポルトは、外国人への規制の強化に反して、実際にはフランス人同様の権利を享受し続けた外国出身者がいたことから、外国人には実利主義的態度が取られたと指摘したが、国籍法が確立していない時代において、その人物を「外国人」として、当人や周囲がどこまで認識していたかも検討の余地が残されただろう。事実一七九三年一〇月、イル＝ドゥ＝フランスの某コミューンの人民協会から、コミューン内に居住する三人の外国人について、その心はフランス人であるために外国人の取り締まりの対象から外すよう訴える嘆願が議会に届けられている。<sup>(26)</sup> このように革命期の国籍概念の曖昧さや流動性、ないしは自律性に鑑みるならば、革命期の外国人の実態に近づくには、「上から」のみならず「下から」の視線が不可欠なのであり、外国人やその周囲の人々の声にも耳を傾けなければならないのである。

## 註

(1) Albert Mathiez, *La révolution et les étrangers: cosmopolitisme et défense nationale*, Paris: La Renaissance du Livre, 1918.

- (2) *Ibid.*, p. 30.
- (3) Sophie Wahnich, *L'impossible citoyen: L'étranger dans le discours de la révolution française*, Paris: Alban Michel, 1997.
- (4) Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, New York: Schocken Books, 1951 (大久保和郎・大島かなり訳『新版 全体主義の起源』ちくま書房 二〇一七年)。
- (5) Danièle Lochak, *Étrangers: de quel droit?*, Paris: PUF, 1985; Julia Kristeva, *Étrangers à nous-mêmes*, Paris: Gallimard, 1991. その他以下の研究が挙げられる。Jean Portemer, « L'étranger dans le droit de la Révolution française », in *Revue de la Société Jean Bodin*, t. 10, *L'étranger*, Bruxelles: Les Éditions de la librairie encyclo pédique, 1958, pp. 533-552; Bernard Delenotte et Jacques Chevallier (éd.), *Étranger et citoyen: Les immigrés et la démocratie locale*, Paris: L'Harmattan, 1996; Vida Azimi, « Le suffrage "universaliste": Les étrangers et le droit électoral de 1793 », Jean Bart, Jean-Jacques Clère, Claude Courvoisier, Michel Verpeaux et Françoise Nadin, Patriat (éd.), *La Constitution du 24 juin 1793: L'utopie dans le droit public français?*, Dijon: EUD, 1997, pp. 204-239; Michel Tropic, « La notion de citoyen sous la Révolution française », *Études en l'honneur de Georges Dupuis: Droit public*, Paris: LGDJ, 1997, pp. 301-322.
- (6) 西川長夫「フランス革命と国民統合：比較史の観点から」『思想』(七八九) 一九〇年。近代社会史研究会「フランス革命と国民統合：社会史と国家論の接点を求めて」『Justitia』(一) 一九〇年。西川長夫「国民(Nation)再考：フランス革命における国民創出をめぐる」『人文学報』(七〇) 一九九二年。一一二頁。渡辺和行「エトランジェのフランス史：国民・移民・外国人」山川出版社 二〇〇七年。菅原真「フランス一七八九年人権宣言における「市民」観念と外国人」『人間文化研究』(一一) 二〇〇九年。一三二-一三七頁。
- (7) François Furet, *Penser la Révolution française*, Paris: Editions Gallimard, 1978 (大津真作訳『フランス革命を考へる』岩波書店 1989年); Lynn Hunt, *Politics, Culture, and Class in the French Revolution*, University of California Press, 1984 (松浦義弘『フランス革命の政治文化』ナオリア叢書 一九八九年)。
- (8) Michel Rapport, *Nationality and Citizenship in Revolutionary France: The Treatment of Foreigners 1789-1799*, Oxford University Press, 2000.
- (9) Rogers Brubaker, *Citizenship and Nationalhood in France and Germany*, Harvard University Press, 1992 (佐藤成基・佐々木てる昭訳『フランスとドイツの国籍と国民：国籍形成の比較歴史社会学』明石書店 二〇〇五年)。
- (10) Patrick Weil, *Qu'est-ce qu'un Français?: Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Paris: Grasset, 2002 (宮崎健・大嶋厚・中力えり・村上一基訳『フランス人とは何か：国籍と帰化と排除のポリテックス』明石書店 二〇一九年)。
- (11) その他以下の研究を挙げられる。Charles Tilly, "The Emergence of Citizenship in France and Elsewhere" *International Review of Social History* (40), 1995, pp. 223-236; Gérard Noiriel, *Le Creuset français: Histoire de l'immigration (XIXe-XXe siècle)*, Paris: Seuil, 1988 (大中一彌・川崎由紀子・太田悠介訳『フランスとフランス人』増補：一九世紀から二〇世紀の移民史』法政大学出版局 二〇一五年)。
- (12) Peter Sahlin, *Unnaturally French: Foreign Citizens in the Old Regime and After*, Cornell University Press, 2004.
- (13) 革命期フランスの外国人将兵に注目した軍事史研究として、革命戦争期の収容所内の捕虜や脱走兵を取り上げた「フレドリック・ジャルースの研究」も挙げられる。Frédéric Jarrousse, *Auvergents malgré eux: Prisonniers de guerre et déserteurs étrangers dans d'Études du Massif Central*, Paris: PUF, 1998.
- (14) André Corvisier, *L'Armée française de la fin du XVIIIème siècle au ministère de Choiseul: Le soldat*, 2003, Paris: PUF, 1964.
- (15) Eugène Feféte, *Histoire des troupes étrangères au service de France*, 2 vols,

- Paris: Librairie Militaire, 1854.
- (19) André-Paul Comor (éd.), *La légion étrangère: Histoire et dictionnaire*, Paris: Bouquins, 2013.
- (17) Samuel Scott, *The Response of the Royal Army to the French Revolution: The Role and Development of the Line Army, 1787–93*, Oxford: Clarendon Press, 1978.
- (81) Jean-Paul Bertaud, *La Révolution armée: Les soldats citoyens et la Révolution française*, Paris: Robert Laffont, 1979; Bernard Gainot, *Les officiers de couleur dans les armées de la République et de l'Empire (1792–1815)*, Paris: Éditions Karthala, 2007.
- (61) Gainot, « Les légions étrangères au service de la France révolutionnaire », Comor (éd.), *La légion étrangère, op. cit.*, 2013, pp. 35–40.
- (20) 革命期の外国人部隊に関するトーマスの見解には検討の余地があるが、その詳細は別稿に譲りたす。
- (21) Weil, *op. cit.*, pp. 316–337.
- (22) この点については先に挙げたサーリンスの二〇〇四年の研究が詳しい。Sahlins, *op. cit.*, pp. 120–130.
- (23) Paul Dupont (éd.), *Archives parlementaires de 1787 à 1860: Recueil complet des débats législatifs et politiques des chambres françaises, première série*, Paris, 1787–1799, (古くは A. P. 収録), t. 72, p. 388.
- (24) A. P., *op. cit.*, t. 76, p. 103.
- (25) この点については例えは以下の文献が挙げられ、Virginie Martin, « La Révolution française ou "l'ère du soupçon" », *Hypothèses* (12), 2009, pp. 131–140.
- (26) A. P., t. 76, p. 379.

